

公園内における喫煙の取扱いに係わるパブリックコメントの実施結果について

1 概要

公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。

しかしながら、「吸い殻が捨てられている」「子供が遊具で遊んでいるにも関わらず、その近くで吸っている人がいる」といった喫煙マナーに関する複数の声が寄せられていたことなどから、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、市内6公園において禁煙化の試行実施やアンケートを行い、その上で、公園内における喫煙の取り扱いについての方針案をとりまとめ、これについて市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、188通（総意見数494件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方について、つぎのとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	公園内における喫煙の取り扱いに係わる意見募集（パブリックコメント）について
意見の募集期間	令和6年9月10日（火）から10月10日（木）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・市政だより（9月1日号掲載） ・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む） ・建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎17階） ・各区役所道路公園センター ・公園管理事務所等（富士見公園クラブハウス、東田公園コミュニティハウスさくら、緑化センター管理事務所、等々力球場インフォメーション、等々力緑地Uvanceとどろきスタジアム by Fujitsu メインスタンド1階管理事務所、生田緑地東口ビジターセンター、生田緑地西口サテライト、生田緑地整備事務所、大師公園管理事務所、夢見ヶ崎動物公園事務所、橘公園TACHIBANA HUT、早野聖地霊園事務所、緑ヶ丘霊園事務所）

結果の公表方法	・市ホームページ ・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー） ・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟２階） ・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む） ・建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎１７階） ・各区役所道路公園センター ・公園管理事務所等（富士見公園クラブハウス、東田公園コミュニティハウスさくら、緑化センター管理事務所、等々力球場インフォメーション、等々力緑地Uvanceとどろきスタジアム by Fujitsu メインスタンド１階管理事務所、生田緑地東口ビジターセンター、生田緑地西口サテライト、生田緑地整備事務所、大師公園管理事務所、夢見ヶ崎動物公園事務所、橘公園TACHIBANA HUT、早野聖地霊園事務所、緑ヶ丘霊園事務所）
---------	---

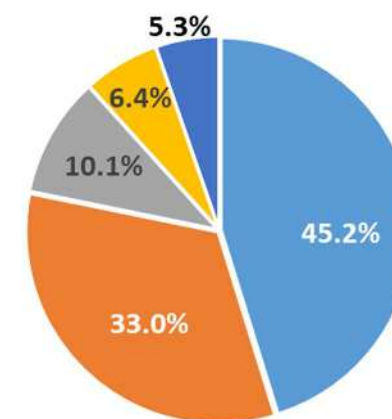
3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		188通（494件）
内訳	意見提出フォーム	133通（349件）
	電子メール	18通（51件）
	FAX	19通（45件）
	郵送	15通（43件）
	持参	3通（6件）

禁煙・分煙等の主な意見の割合		188通（100%）
内訳	公園の全面禁煙を望む意見	85通（45.2%）
	公園の原則禁煙を望む意見	62通（33.0%）
	すべての公園を分煙にすることを望む意見	19通（10.1%）
	公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見	12通（6.4%）
	上記以外の意見	10通（5.3%）

禁煙・分煙等の主な意見の割合

- 公園の全面禁煙を望む意見
- 公園の原則禁煙を望む意見
- すべての公園を分煙にすることを望む意見
- 公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見
- 上記以外の意見



4 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 公園の全面禁煙を望む意見	0	0	0	8 5	0	8 5
2 公園の原則禁煙を望む意見	3	5 4	0	5	0	6 2
3 すべての公園を分煙にすることを望む意見	0	8	0	1 1	0	1 9
4 公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見	0	0	0	1 2	0	1 2
5 喫煙可能スペースの考え方に関わる意見	2 6	3 5	0	2 5	0	8 6
6 都市公園条例を改正することについての意見	0	6 1	0	7	0	6 8
7 公園内での喫煙に関する現在の課題・懸念事項	0	3 7	0	7	0	4 4
8 公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組について	0	5 9	5	6	1	7 1
9 その他	0	0	0	8	3 9	4 7
計	2 9	2 5 4	5	1 6 6	4 0	4 9 4

(2) 主な意見と本市の対応

公園内の禁煙化を求める意見、喫煙可能スペースの仕様に関する要望、公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組などの御意見が寄せられました。

寄せられた意見が、案に沿ったもの、喫煙可能スペースの仕様について、灰皿やパーテーションの設置に関するものなどであったことを踏まえ、「公園内における喫煙の取り扱いの考え方（案）」について、一部見直しを行った上で、今後、都市公園条例の禁止行為に「喫煙すること」を追加する条例改正の手続きを進めてまいります。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 公園の全面禁煙を望む意見（85件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	公園全面禁煙化に大賛成です。公共の場なので、誰でも安心して利用できる場にしてほしい。 (他同趣旨54件)	健康増進法の改正により、地方公共団体には受動喫煙対策の推進について高い責務が求められているなか、本市では喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりも必要と考えており、公園内は原則禁煙、ただし常駐管理者のいる公園は喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D
2	公園での喫煙は全面的に反対です。都市公園は管理者の常駐の有無、規模の大小を問わず、全て全面喫煙禁止にしてほしい。 (他同趣旨29件)		D

(2) 公園の原則禁煙を望む意見（62件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	受動喫煙防止の観点から、示された施策には賛成です。 何が何でも喫煙はダメと言うのではなく、行事の責任者の判断で喫煙可能とする特例を設けて頂きたいと思います。 (他同趣旨2件)	都市公園における禁止行為に加えた場合についても、川崎市都市公園条例第3条に基づく公園内の行為許可を受けることにより、イベント開催時等（地域の行催事、公園を利用したイベント等）に主催者が喫煙スペースを一時的に設置することは可能です。申請の際に、イベントの内容、喫煙スペースの位置等を示していただき、他の利用者の動線への配慮、吸い殻の清掃等の条件を付すことがございます。町内会など、例年イベント等で公園を利用されている団体には、適切に周知・説明してまいります。 いただいた御意見を踏まえ、イベント時の取扱いについて追加しました。	A

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	公園は原則禁煙、管理者のいる公園のみ可とする案に賛成です。 (他同趣旨 4 7 件)	望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、引き続き取り組んでまいります。	B
5	公園はみんなが使う場所なので禁煙や看板設置には賛成ですが、大きい公園などには喫煙所の設置を希望します。 (他同趣旨 5 件)	喫煙可能スペースの管理や美観の維持などを考慮し、常駐管理者のいる 1 8 公園に喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	B
6	公園は原則、禁煙とするのが良い。ただし、携帯灰皿を使用し、後始末を確実に実施し、公園の管理者及び使用者に迷惑を掛けなければ喫煙は許可する。 (他同趣旨 2 件)	公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。 しかしながら、喫煙マナーに関する複数の声が寄せられており、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園内を原則禁煙、ただし常駐管理者のいる 1 8 公園は、喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D
7	公園の原則禁煙に賛成ですが、他人に迷惑を掛けないで自己責任でという道を残していくのがよろしいのではと思います。		D
8	市の施策に賛成です。多様性ある方々が公園を利用できるよう、可能な範囲内で分煙にすることが望ましいと思います。		D

(3) すべての公園を分煙とすることを望む意見（19件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	全ての公園に喫煙可能スペースを設けた方が良いです。各公園にきちんとした喫煙所があれば、特段の問題はないと思います。 (他同趣旨10件)	健康増進法の改正により、地方公共団体には受動喫煙対策の推進について高い責務が求められているなか、喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりも必要と考えており、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園内を原則禁煙、ただし一部公園には喫煙可能スペースを設けられるとしており、喫煙可能スペースの管理や美観の維持等を考慮し、常駐管理者のいる18公園を対象としております。	D
10	建屋内は禁煙、屋外は喫煙所を設けた分煙が望ましいと思います。喫煙者、非喫煙者、乳幼児や妊婦など、それぞれが公園内で楽しく過ごすためには、喫煙出来るエリアを定め、皆が理解して過ごせる環境を提供するべきだと思います。 (他同趣旨7件)		D

(4) 公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見（12件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	喫煙者のマナーさえ良ければ全面禁煙にする必要はない。 (他同趣旨6件)	公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。	D
12	公園は憩いの場であり、禁煙とするのは難しいと思います。 (他同趣旨3件)		D
13	禁煙化に反対です。屋外での規制をかけるのは健康増進法にも記載がないのに、国の法以上の規制をする必要は感じません。喫煙者は少数で嫌煙者は多数でしょうが、少数を排除するのではなく、お互いに譲り合う環境を残しておくことが必要あると思います。	しかしながら、喫煙マナーに関する複数の声が寄せられており、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園内を原則禁煙といたしました。ただし喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりも必要と考えており、常駐管理者のいる18公園は喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D

(5) 喫煙可能スペースの考え方に関わる意見（86件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	現在の案として出ている区画の仕切りのみでの対応は難しく、現実的にはスペース外での喫煙やポイ捨てが増加すると思います。受動喫煙の防止なども踏まえると、パーテーションの設置は最低限必要であり、灰皿についてもそこでのポイ捨てを防ぐ観点から必要であると考えます。 (他同趣旨8件)	当初、喫煙可能スペースには指定管理者等が自ら設置する場合を除き、灰皿・目隠しなどを設置しないことを取組の方向性としておりましたが、いただいたご意見を踏まえ、「喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」するものとし、喫煙可能スペースの考え方を見直しました。	A
15	大きな公園の場合はコーンで囲み分煙にするとのことですが、いくら離れた場所とは言え煙は流れますし中途半端になると思うので反対です。分煙するなら囲いを設置してきちんとした分煙場所にするべきと思います。 (他同趣旨7件)		A
16	灰皿を置き、日々の清掃や見回りや環境配慮ができるならば常駐管理者がいる公園に喫煙可能スペースを設けるのはいいと思う。 (他同趣旨6件)		A
17	常駐管理者がいらっしゃる公園の喫煙所等に関しましては現場の方、運営者の方のご意見を含めてご検討ください。		A
18	指定管理者等に設置させるのではなく、市の責任として分煙を進めてもらいたい。		A
19	公園における禁煙の取り扱いの考え方（案）の内容で問題有りません。 (他同趣旨9件)	望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、引き続き取り組んでまいります。	B
20	公園の喫煙所は散策者や遊戯者が受動喫煙しない場所に設置してほしい。(他同趣旨9件)	喫煙可能スペースについては、公園利用者の動線から離れた場所にコーン等で区画し、標識の掲示をします。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	不特定の人々が訪れる大規模な公園でも、喫煙所を設置し、併せて誘導サインを設置することで、公園内の喫煙マナーがしっかり守られるのではないのでしょうか。 (他同趣旨 4 件)	喫煙可能スペースの設置場所については、園内案内版・パンフレット等で適切に周知してまいります。	B
22	1 年ほど喫煙スペースを設置しても効果が見られない公園については、個別に廃止し禁煙化にしても仕方無いことと思います。 (他同趣旨 4 件)	喫煙可能スペースの運用については、管理上支障が生じた場合には、撤去することもございます。	B
23	大きい公園は喫煙所を公園に 1 つではなく複数箇所設置してほしいと思います。 (他同趣旨 1 件)	喫煙可能スペースの設置個所数については、公園の規模・利用実態に合わせて、常駐管理者と協議のうえ決定いたします。	B
24	小さい子供の安全は考慮して設置すべきだと思います。	喫煙可能スペースについては、公園利用者の動線から離れた場所にコーン等で区画し、標識の掲示をします。また、喫煙可能スペースの設置対象となる 18 公園については、公園の利用実態や規模等が異なることから、「喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」に見直しました。	B
25	スペース付近は副流煙の恐れもあるため、その点に配慮した仕様が求められると考えます。		B
26	喫煙場所を囲うコーンの色を赤ではなく緑にしてほしい。赤は目立ちますが、興ざめな感じです。		B
27	もし喫煙所を設置するなら、完全密封として、けむりやにおいが外部に漏れ出ないようにしていただきたいと思います。 (他同趣旨 5 件)		D
28	喫煙スペースの有無を管理者がいる・いないで決めるのは不自然です。管理の問題もあるのだとは思いますが、公園の機能によって検討すべき事項かと思います。 (他同趣旨 5 件)	喫煙可能スペースの管理や美観の維持等を考慮し、常駐管理者のいる 18 公園に喫煙可能スペースを設けられることを取組の方向性としております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	吸い殻入れを置かないのに賛成。吸った人は携帯吸い殻入れに入れて持ち帰りをお願いします。公園にはもともとゴミ箱の設置はありません。 (他同趣旨 4 件)	当初、喫煙可能スペースには指定管理者等が自ら設置する場合を除き、灰皿・目隠しなどを設置しないことを取組の方向性としておりましたが、喫煙可能スペースの設置対象となる 18 公園については、公園の利用実態や規模等が異なることから、「喫煙可能スペースの仕様(灰皿・目隠し等)は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」に見直しました。	D
30	紙タバコの服に臭いがついてしまう事情を踏まえ、加熱式タバコ限定スペースがあれば尚良いと思います。 (他同趣旨 3 件)	たばこの種類により喫煙可能スペースを分けることは予定していませんが、公園の利用実態に合わせて、常駐管理者と協議のうえ、喫煙可能スペースの運用方法についても検討いたします。	D
31	喫煙スペースの確保については、三角コーンと安全バーで区画するのではなく、高さ 3m のポールを立て、半径 3m 以内で喫煙するようにする。 ポールには地面埋め立てる。	喫煙可能スペースについては、公園利用者の動線から離れた場所にコーン等で区画し、標識の掲示をします。また、喫煙可能スペースの設置対象となる 18 公園については、公園の利用実態や規模等が異なることから、「喫煙可能スペースの仕様(灰皿・目隠し等)は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定」に見直しました。	D
32	常駐管理がない公園では、(常駐管理者のいる公園で設置が予定されているような)灰皿を置かないポール等で区画化した喫煙所を設けて頂きたい		D
33	仮に公園内に喫煙スペースを設けるとしても、指定管理者等がない時間は喫煙禁止とするべきです。	公園の利用実態に合わせて、常駐管理者と協議のうえ、喫煙可能スペースの運用方法についても検討いたします。	D
34	終日喫煙可能でなくても、時間分煙の観点から、日中は禁煙でも夕方から早朝のみ、喫煙可能にする公園もあってよいと思います。	公園の供用時間は基本的に 24 時間であり、いつでもだれでも使える施設です。 子供や高齢者を含む様々な方が公園を使うことを鑑みると、受動喫煙軽減の観点から、一律に、夕方から早朝などの時間帯や曜日による規制解除は難しいものと考えております。	D

(6) 都市公園条例を改正することについての意見 (68件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
35	都市公園条例の禁止行為として喫煙を追加することに賛成します。 (他同趣旨40件)	望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、引き続き取り組んでまいります。	B
36	「都市公園条例を改正し、禁止行為に喫煙を加えること」については反対です。行政機関として平等、共存を考えるべきと思います。 (他同趣旨2件)	公園内における喫煙の取り扱いについて、アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、何らかの対策が求められていること、改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までしかないので、実行性が担保できないこと、「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園ルールへの周知・案内が分かりやすい形で行えることを都市公園条例の禁止事項に喫煙を加える考え方としております。	D
37	マナーの徹底と違反した場合の罰則も制定いただきたいです。 (他同趣旨19件)	公園で許可なく川崎市都市公園条例第4条の禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になるため、適切に公園ルールの周知・案内を行ってまいります。	B
38	禁止される「喫煙」の定義については、火のついていないタバコを口に咥える行為も含むべきと考えます。	健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号では喫煙の定義を「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいう」としており、本市の都市公園条例における喫煙の定義についても同様の取扱いを予定しております。	D
39	タバコの定義を明確化されるべきです。例えば「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」では、対象は紙巻きタバコであり加熱式タバコは実質的には制限・規制が設けられていません。その延長で考えれば、本資料でも制限されているのはあくまでも紙巻きタバコであり、加熱式タバコは制限外という認識ですが、正しい認識でしょうか?誤りでしたら、その点は明確にされると良いと思います。 (他同趣旨2件)		D

(7) 公園内での喫煙に関する現在の課題・懸念事項 (4 4 件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
40	ポイ捨てだけはやめてもらいたと思っています。きちんと吸った後の片づけはして欲しいと思っています。 (他同趣旨 2 4 件)	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としております。市民の皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう、公園内の原則禁煙化の周知啓発、公園利用に係わるマナーの啓発、パトロール員による巡回・指導に取り組んでまいります。 いただいたご意見については、今後の公園管理運営の参考にさせていただきます。	B
41	公園清掃の時も吸いガラは必ずあります。これから落葉の季節になると吸いガラが枯れ葉に混ざっており、火災の心配をします。 (他同趣旨 5 件)		B
42	朝の掃除のときは缶飲料、ペットボトル、煙草の吸い殻などが多く見られます。煙草の吸い殻はベンチの下、植え込みや芝生の中などに毎日数本捨てられています。ライターも今まで何本か見つかっています。吸い殻やライターなどは危ないと思うことがあります。 (他同趣旨 2 件)		B
43	喫煙者がタバコをすって歩いていると手の指にはさんだ火がちょうど子どもの目の高さの近くになることがありとても危険です。 子どもは急に走りだしたりするので火傷などが心配です。安心して遊んでもらえるようにしてほしいです。 (他同趣旨 2 件)		B
44	夜間に中・高校生がグループで公園に集まり、タバコを吸っている例が見られる。注意しようにも、怖くてできない。みんなの公園なので安心して使えるようにしてもらいたい。 (他同趣旨 6 件)		D

(8) 公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組について (71件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	禁煙かつ、分かりやすく注意を促す看板などの設置を希望します。 (他同趣旨25件)	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としております。「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第4条の禁止行為に加わった際には、広く市民の皆様に周知を図るため、現地への看板の設置やホームページ等による広報について取り組んでまいります。	B
46	実効性を担保するため監視員による見回りを実施してください。(他同趣旨7件)	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としており、「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第4条の禁止行為に加わった際には、現地での巡回・指導等について取り組んでまいります。	B
47	公園内での禁煙を実現していくためにも、市民に広く周知し、浸透することがポイントになると思いますので、公園内での禁煙が決まったら広報などに力を入れる必要があると思います。(他同趣旨16件)		B
48	喫煙者のモラルの問題だと感じており、モラル向上のキャンペーンや掲示告知こそ必要と思います。(他同趣旨4件)		B
49	川崎市内には県立の東高根森林公園がありますが、ぜひ県と歩調を合わせて頂き、東高根森林公園も禁煙化していただくようお願いいたします。(他同趣旨1件)	東高根森林公園に関しては、本市の取組を神奈川県に共有しており、いただいた御意見についても共有してまいります。	B
50	緑地についても禁煙として頂けるよう、検討をお願いします。	本取組においては、緑地についても対象となっております。	B
51	ベンチの隙間に吸殻を突っ込んで放置していることもよく見かけるので、ベンチに座って視界に入る場所に禁煙サインがあると良いと思います。	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としており、「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第4条の禁止行為に加わった際には、広く市民の皆様に周知を図るため、現地への看板の設置やホームページ等による広報について取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
52	外国人にもわかるサインが必要だと思います。		C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
53	公園の管理を任されている人たちが禁煙を守られるように注意や呼び掛けることは出来るのでしょうか、こういう、ルールも示して戴けるとありがたいです。 (他同趣旨 1 件)	本市では、公園内を原則禁煙化することを取組の方向性としており、「喫煙をすること」が川崎市都市公園条例第 4 条の禁止行為に加わった際には、原則禁煙化の周知・広報について取組んでまいります。	C
54	インバウンド人口の増加を考慮しても彼らへの啓蒙も必要と思います。	いただいたご意見については、今後の公園管理運営の参考にさせていただきます。	C
55	ルール違反の喫煙者を通報するためのアプリなどの仕組みを作ってください。	市民の皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう、公園内の原則禁煙化の周知啓発、公園利用に係わるマナーの啓発、パトロール員による巡回・指導に取り組んでまいります	D
56	スペース付近でのポイ捨てや利用マナーの問題はどうしても発生すると思いますので、監視カメラ設置など、問題防止への意識付けとなる対応も併せて必要であると思います。 (他同趣旨 4 件)		D
57	他のゴミ放置への注意書き掲示板も増やして頂きたい。	公園の利用ルールやマナーに関する周知・啓発について、引き続き取組んでまいります。いただいたご意見については、今後の公園管理運営の参考にさせていただきます。	E

(9) その他 (47件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
58	ルールを決めてしまうのではなく、いろんな人がそれぞれ自分で考えて使える、そんな公園が素敵だと思います。	市民の皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう、公園内の原則禁煙化の周知啓発、公園利用に係わるマナーの啓発、パトロール員による巡回・指導に取り組んでまいります	D
59	喫煙所以外では喫煙しておりません。私たちの税金を有効に活用していただけないでしょうか。 (他同趣旨5件)	たばこ税は特定の目的にあてる財源ではなく、広く様々な事業に使われる一般財源であり、たばこ政策だけに使われる性質の税金ではありません。	D
60	タバコ税を使った専用喫煙所の設置や喫煙所設置事業者による補助金等ハード及びソフト面での対応を望みます。		D
61	公園だけでなく、路上での禁煙も進めてほしい。 (他同趣旨19件)	道路も公園も多くの方が利用する場所ですが、公園は特に子どもたちが利用する機会が多いことから望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図るため、施設管理者として公園における喫煙の取り扱いを定めるものです。なお、道路上での喫煙に係わる取扱いの御意見は今後の参考とさせていただきます。	E
62	指定喫煙所を増やすべき。その理由は喫煙所が少ないから路上で喫煙する人がいるため。公園だけでなく駅の前にも喫煙所を作ってほしいです。 (他同趣旨2件)	川崎市路上喫煙の防止に関する条例は、道路や駅前広場などで、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的としています。指定喫煙所の環境・設置等に関する御意見は関係部署と共有します。	E
63	駅・バス停周辺や屋外で見かける屋根のない喫煙所は、仕切板で囲ってあるだけで、風向きや強風等によりタバコの煙・臭いを広範囲に拡散させ、多くの方が受動喫煙被害にさらされてしまいます。駅前の喫煙所に屋根かけてください (他同趣旨2件)		E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
64	広場や市有地に置かれているベンチも禁煙対象とするべきと考えます。禁煙化の必要性は公園だけでなく、広場やベンチであってもまったく同じなのですから、広場や市有地のベンチを禁煙化から除外する理由はないはずです。 (他同趣旨 4 件)	公園は特に子どもたちが利用する機会が多いことから望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図るため、施設管理者として公園における喫煙の取り扱いを定めるものです。なお、公園以外の公共スペースでの喫煙に係わる取扱いの御意見は今後の参考とさせていただきます。	E
65	明るく安全、安心な町づくりのため、植栽の整備、照明など環境の増進に一層の努力をお願いします。(他同趣旨 2 件)	いただいたご意見については、今後の公園整備の参考にさせていただきます。	E
66	川崎市内では、たばこ製品の広告や宣伝、スポンサーになることも全面的に禁止して欲しいです。商店の中でも、たばこを陳列できない様にもしてほしいです。	たばこ製品の広報・販売については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E
67	禁煙外来を建設して下さい。	禁煙外来については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E
68	マンション内の清掃時に吸殻を見ます、人混みを避けて喫煙は良いとしてもポイ捨ては火災などの心配がありやめてもらいたい。	私有地での喫煙については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E
69	喫煙よりも、むしろ猫や鳩への餌やりを禁止して欲しいです。糞の被害の問題があるからです。	公園の利用ルールやマナーに関する周知・啓発について、引き続き取組んでまいります。いただいたご意見については、今後の公園利用マナーの参考にさせていただきます。	E
70	小さな子を育てる立場としては、子どもをどのような環境で育てるかはとても大切です。別件ですが西加瀬に物流センターができれば、また出入りする方の喫煙が増えると推測しています。あまりに喫煙者の多いエリアであれば引っ越しを検討しています。子育て世帯の確保は市にとっても最重要事項のひとつかと存じます、是非子育てしやすい環境づくりに取り組んでいただけたら幸いです。	公園施設以外の御意見については、今回の意見募集の趣旨範囲とは異なります。	E